



台風時のごみの収集について

台風の接近に伴い暴風警報が発令された場合、ごみの収集は中止となります。暴風警報が正午前に解除された場合はその時点から収集を開始しますが、正午を過ぎた時点で解除された場合には、ごみの収集が終日中止となります。

【問合せ】総務部町民生活課環境係
☎94515018

営農指導員が配置されました

4月から営農指導員として石垣盛康さんが、建設部産業課に配置されました。現在は専業農家の方々の指導を主に任せており、これから農業を始めたい方や家庭菜園を行っている方などの相談にも応じます。ぜひ、気軽にご相談ください。

【問合せ】建設部産業課
☎94514540

雨水を利用してみませんか

【雨水利用促進助成金交付制度】雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。雨水タンクは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることで、大量の雨水が川へ流れ出ないようにするもので、洪水の防止、防災対策として有効です。貯

制度の内容

町内で平成26年12月末までに雨水タンクの設置が可能な方に對し、予算の範囲内で助成金を交付します。(先着順)

【対象施設等】
1. 雨水利用のための雨水タンクの設置
2. 下水道への接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事

※1基の有効貯水量1m³以上、1世帯同居世帯は1世帯とみなす)につき1施設
【交付額】
雨水タンクの設置または改造工事1件につき5万円。要した費用の額が5万円未満の場合は、その要した費用の額とします。

※重複して交付を受けることはできません。
【問合せ】建設部土木課計画係
☎94514415

沖繩海区漁業調整委員会委員選挙人名簿掲載申請について

毎年、申請に基づいて「沖繩海区漁業調整委員会委員」の選挙人名簿が作成されます。(漁業法第89条)

名簿から登載漏れになります

と、たとえ選挙権があっても投票することができません。次のどれかひとつに該当する方は、必ず定められた期間内に申請してください。

1. 海区に沿う市町村内(西原町内)に住所または事業場を有するものであって、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するもの(法人含む)

2. 知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの。

3. 海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会の役員であつて、その委員または役員に就任後、右記1、2に該当しなくなつたため選挙権を失つた者(この場合に該当する者は委員または役員でその任期中及び退任後最初に執行される選挙に限る)

【申請の現在日】平成26年9月1日(月)

【申請の期間】9月1日(月)から9月5日(金)まで

【申請の配布場所】西原町選挙管理委員会(総務部総務課内)

【問合せ】西原町選挙管理委員会
☎94515011

知っていますか・建退協制度

建退協制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的

に設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたいときに建退協から退職金を支払う、いわば建設業界全体での退職金制度です。

【加入できる事業主】建設業を営む方
【対象となる労働者】建設業の現場で働く人という

【掛け金】月額310円
【問合せ】最寄の建退協支部へお問い合わせください。

建退協沖繩県支部
☎87615214

わが社にも退職金制度を

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

【問合せ】(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

愛の贈りもの

■西原町人財育成会へ、寄附をいただきました。暖かい心遣いに、深く感謝申し上げます。
♥(有)沖繩クリーン工業(前田勝也代表取締役より 20万円の寄附がありました。

町内相談機関 ~悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください~

総合相談 日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。予約優先
時間/10時~16時(12時~13時を除く)
月/福祉相談【宮良律子】...生活のための手段や生活費に関する相談
火/障害福祉なんでも相談【儀間優子】...障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談
水/法律相談【垣花豊順(弁護士)】...法律に関するあらゆる相談
※相談時間:13時~16時
木/消費生活相談【大城恵美】...衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談
金/悩みごとなんでも相談【諸見里美和】...どこに相談したらよいのか、一人で悩んでばかりで、解決策がみつからないなど、悩みごとなんでも相談
問合せ 西原町社会福祉センター内総合相談所
☎835-8822または945-3651 FAX946-6777

なんでも相談(窓口相談) 生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1・第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週)10時~16時(12時~13時を除く)
場所 西原町役場
相談員 上木律子
問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

教育相談 不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月~金曜 8時30分~17時15分(12時~13時を除く)
相談員 与那覇 力、佐久川 弥生、宮城 道子、小波津 米子
問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603
※平成26年4月から西原町中央公民館に移転しました。

行政相談 国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

相談日時 基本は随時。8月は、巡回相談はありません。
【10時~16時(12時~13時を除く)】
相談員 行政相談委員 大城 恵子 ☎946-6404
問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

人権相談 近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時
相談員 知花正、富貴信子、仲宗根好美、與那嶺 等、伊礼キヨ、崎原菊江
問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

法律相談 弁護士による法律に関する相談 ※要事前予約

法律相談 弁護士による法律に関する相談
相談日時 第3火曜日14時~17時30分
場所 西原町役場
相談員 弁護士 永吉盛元
問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

精神障害者相談 精神的な悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金:9時~12時、14時~18時/水・土:9時~12時
相談員 医師 城間政州
問合せ 城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター 高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時
相談員 玉城、与那嶺、新垣
問合せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

平成25年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は13件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では財務・税務・財産関係が6件、産業・経済関係が1件、都市計画・開発関係が1件、行政一般関係が5件です。また、実施機関別では町長事務部局が11件、農業委員会が1件、議会が1件となっています。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在による請求拒否	取り下げ	不服申立
13	4	2	0	6	1	0

II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する請求は38件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報の目的外利用等の届出は37件で、全て外部提供となっています。

表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在による請求拒否	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立
38	36	0	0	2	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

地域に貢献する企業を目指して

サンリフォーム沖繩

西原町字内間 111-2
☎0120-882-916

- キッチン・浴室・トイレ工事 (西原町指定給水工事業業者)
- 増改築工事
- 防水塗装工事

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所
土地家屋調査士
☎882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00

与那原町字東浜 23番地2
代表司法書士 喜屋 武力